

平成25年(ワ)第478号等 福島第一原発事故損害賠償請求事件  
原告 137名  
被告 東京電力株式会社, 国

原告第52準備書面  
(適切な防災基本計画策定義務違反等に関する  
被告国準備書面(20)に対する認否・反論)

2015(平成27)年2月16日

前橋地方裁判所民事第2部合議係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 鈴木 克

鈴木 克  
弁護士  
印  
外

第1 はじめに

本準備書面は、被告国の平成26年12月15日付準備書面(20)に対する認否及び反論を行うものである。

第2 第1(1頁~2頁)について

認否の限りではない。

第3 第2(2頁~10頁)について

1 1項について

概ね認める。

なお、被告国は、「・・・防災基本計画及び地域防災計画においては、『原子力災害対策編』が作成されている」(2頁20~21行目)として、一見すると

全ての地方自治体の地域防災計画に「原子力災害対策編」が策定されているかのような主張をするが、被告国がその直後に「地域防災計画原子力災害対策編を策定すべき地域については、・・・その自然的、社会的周辺状況を勘案して定めるものとされていた」（3頁1～5行目）としているとおり、本件原発事故当時は、原子力災害対策編が策定されていなかった地方自治体もあったようである。ちなみに、群馬県では、本件原発事故を受け、平成24年の群馬県地域防災計画の修正において、「県外の原子力施設事故対策」の章が新設されており、それ以前は原子力災害対策に関する記載はなかったようである。

## 2 2項について

概ね認める。

ただし、被告国は、原子力安全委員会が定めた防災指針「原子力施設等の防災対策について」（以下、「防災指針」という。）のうち、「地域防災計画（原子力災害対策編）を作成する範囲については、対象とする各原子力施設ごとにEPZのめやすを踏まえ、行政区画、地勢等地域に固有の自然的、社会的周辺状況等を勘案し、ある程度の増減を考慮しながら、具体的な地域を定める必要がある」との記載を引用するが（4頁9～12行目）、防災指針のその直後には、「事故の形態によっては、EPZの外側であってもなんらかの対応が求められる場合も全くないとはいえないものの、その場合にもEPZ内における防災対策を充実しておくことによって、十分に対応できるものと考えられる。」として、EPZの外側にも原発事故の影響が及び得ることが指摘されている。EPZの内側と外側で備えておくべき内容に違いはあるであろうが、EPZの外側であっても地域防災計画を策定しておくべきであったことを被告国が認識していたことは、十分認められる。

なお、原子力安全委員会は、防災指針の策定に当たり、「過去の重大な事故、例えば我が国のJCO事故や米国のTMI原子力発電所事故との関係も検討を行った」としており（丙A93/13頁3-2）、チェルノブイリ原発事故を検討対象から外している。また、防災指針には、わざわざ「平時において安全であ

ることはもちろん、日常生活になんら支障を及ぼすものではない。この点について原子力関係者が、周辺住民等の正しい理解が得られるよう適切な情報提供等に務めることが重要である。」などと住民の防災意識を阻害する有害な記載もある（丙A93／15頁3－3）。これらの記載からは、原子力安全委員会が中央防災会議に対し、深刻な原発事故が発生した際の被害の規模を狭小化しようとした意図が感じられる。

### 3 3項について

#### (1) (1)について

##### ア アについて

##### i 第1段落について

認める。

##### ii 第2段落について

個別の原告の損害拡大との具体的関連性をどこまで主張する必要があるかは別途検討するが、多くの原告が、着の身着のまま、多数の避難場所をさまよひ、当てもなく見切り発車で避難し、中には、返って放射線量の高い地域に避難した者もいたことは、原告らの陳述書（甲E号証）で明らかにしており、また、本件原発事故後の膨大な報道によって公知の事実にもなっている。

国民の生命、身体、安全を守るべき義務を負う被告国が、多くの国民をこのような悲惨な目に遭わせておきながら、「具体的にどのような関連性があるのかは何ら明らかでない。」と開き直すことには、非常に強い違和感がある。

##### iii 第3段落について

「大型原子炉の事故の理論的可能性及び公衆損害額に関する試算」（丙A96）の内容は認めるが、飽くまで仮想の試算に過ぎないとしてこの試算の価値を下げようとする評価は争う。

確かに、上記試算の「まえがき」には「本調査目的は・・・原子力災害補

償の確立のための参考資料とすること」とあり、この調査・報告は防災計画の策定を直接の目的としたものではない。しかし、事故による損害の試算は、事故の可能性、規模等を見極めることなくしてはなしえないのであるから、損害の試算と防災計画は密接な関係にある。また、上記試算は、「その発生がありうると信じられる最悪の事故」(Maximum Credible Accident =MCA)の直接の原因として炉の冷却能力喪失事故を、また、この事故を重大化し拡大化する恐れのある要素として炉材料の化学反応を挙げ(2頁)、MCAの想定は「原子炉の設置者または許可者がどの程度の事故をcredible(起こると信じる)のものとするか」という、多少とも主観的な要素に左右され」という潜在的な問題点を的確に指摘した上で、「MCAでも公衆災害をほとんど生じないというのは、設置者や許可者の慎重に仮定した原因と経過に従って事故が起きるという保証があるときに限られるということができるであろう。」「今日までに起きた事故・・・の経緯を検討してみるとそのすべてが人為的な錯誤に起因している。多くの場合は全くの過失であり、又他の場合は知識の不完全性のため全く予期しなかった減少が生じたことによるということができる。」「したがって我々は公衆災害を考察するにあたっては、質的にも量的にもMCA以上の事故を考察しなければならないと考える」と述べている(3～4頁)。本件原発事故は、設置者と許可者の主観によって生み出された「安全神話」による虚像に覆われていたところに、巨大な地震と津波が起り、1号機のIC操作に関する知識の不完全性なども寄与して発生したもので、上記試算が予測したとおりの因果をたどったと言っても過言ではない。上記試算から学ぶべき点は多かったというべきであり、被告国は、上記試算の示唆、検討結果を防災基本計画に活かすべきであった。

なお、被告国が上記試算と異なる事故シミュレーションの存在を主張・立証しないことに鑑みると、被告国は、上記指針後、同様の事故シミュレーションを実施していないものと思われる。上記指針が作成されたのは、

昭和35年である。その後、深刻な原発事故や巨大な自然災害が多数発生し、また、科学技術が発展してSPEEDI等も開発されたのであるから、同様の事故シミュレーションが実施されていて当然であり、それが存在しないのは信じ難いことである。

イ イについて

i 第1段落について

認める。

ii 第2段落について

上記3項(1)アiiで指摘したとおり、被告国のこのような主張は開き直りも同然であり、非常に強い違和感がある。

iii 第3段落について

防災指針(丙A93/41頁)の記載自体は認め、その合理性に関する評価は争う。

本件原発事故では半径20km圏内まで警戒区域に指定されたことに鑑みると、この記載内容は不合理であったと言わざるを得ない。

なお、現在の防災指針では、なぜか「EPZ」の略語は消え、その代わりに、原子力災害対策重点区域の目安は、以下の3つに分類されている。

① 予防的防護措置を準備する区域(PAZ)

半径3～5km圏内(5kmを推奨)

② 緊急時防護措置準備する区域(UPZ)

半径30km圏内

③ ブルーム<sup>1</sup>通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する

地域(PPA) 30km圏外

PPAまで含めると、結局、日本全国が含まれるようにも思われ、重点区域を定める意義そのものが混迷しているように思われる。

iv 第4段落について

---

<sup>1</sup> ブルームとは、気体状又は粒子状の物質を含んだ空気の一団をいう。

防災指針及び防災基本計画の記載は認め、その余は否認する。

被告国は、「防災指針において示された『防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲』（E P Z）を目安としながらも、それに限ることなく、各地域の自然的、社会的周辺状況等に応じて、地域防災計画原子力災害対策編を作成すべきことを求めていた。」として、地域防災計画原子力災害対策編を策定しなかった地方自治体に責任を押し付けるかのような主張するが（7頁最終行～8頁4行目）、これは自治体任せの無責任な詭弁である。各地方自治体が原子力災害に関して相応の情報と知見を有しているとは到底思われず、被告国が的確に情報を提供しなければ地域防災計画原子力災害対策編を策定することなど困難なはずである。

v 第5段落

福島県地域防災計画（原子力災害対策編）（丙A95／2頁）の記載は認め、その余は否認する。

福島県が地域防災計画においてE P Zの範囲外に行うとしているのは、「県民不安の解消のため」の情報提供等であり、避難その他の防護措置に関しては何も定めていない。

vi 第6段落について

争う。

原発事故の想定される被害を狭小化し、防災の分野にも原発の「安全神話」を潜り込ませた被告国の責任は、極めて重大である。

(2) (2)について

ア アについて

認める。

イ イについて

i 第1段落について

上記3項(1)ア iiで指摘したのと同様の趣旨で、被告国のこのような主張は開き直りも同然であり、非常に強い違和感がある。

ii 第2段落について

防災基本計画の記載内容は認め、その余は否認する。

防災基本計画は、原発事故による被災地域を、防災指針（丙A93）が定めたEPZの範囲に実質的に限定していたといえる。そうすると、防災基本計画の求める地方公共団体同士の連携、応援体制の整備も自ずとEPZを念頭に置いた狭い範囲のものとなるのであり、当時の防災基本計画の定めだけでは、被告国が本件事故のような広域災害への準備を地方公共団体に対して適切に求めていたとは言えない。そもそも、本件事故のように県境をまたぐような広域災害への対応は、被告国が主体的に準備しておくべきものであり、防災基本計画は不十分な内容であった。更に、原子力発電事業に被告国が深く関わってきたことや、放射線による被害は発生すれば甚大なものとなること等に鑑みると、連携、応援体制の整備状況については被告国が責任をもって確認作業を行わなければならないものというべきであり、被告国がこれらの確認作業を行っていたのか、疑問である。

(3) (3)について

ア アについて

認める。

イ イについて

i 第1段落について

上記3項(1)アiiで指摘したのと同様の趣旨で、被告国のこのような主張は開き直りも同然であり、非常に強い違和感がある。

ii 第2段落について

被告国の主張は、原告らの主張と噛み合っていない。原告らは、被告国が全く支援をしなかったと主張しているわけではなく、防災基本計画において屋内退避について十分な検討がなされていなかったため、支援が遅く、かつ、不十分であったと主張しているのである。

防災基本計画では、屋内退避に関し、第10編第2章第3節で定めてい

るが（丙A92/275～277頁），その5項において，飲食物の摂取制限を定めているが，屋内退避者が孤立することや，そこへの食料等の物資の供給が重要となることについての記載はない。被告国は，本件原発事故によって初めてその問題に気付き，対処療法的に支援を行ったことが容易に推測できる。

また，被告国の原子力災害対策本部事務局が平成23年4月4日18時現在でまとめた報告書（丙A97）によると，例えば，被告国は，その時点で，屋内退避区域内の在住者数について，「南相馬市は約18,000人（戸別訪問により詳細確認中），田村市は約1000人，いわき市が約300人，浪江町約150人，飯舘村約220人，他の5町村は，それぞれ，0～90人程度の模様」と把握している（丙A97/1頁）。ここにいう「他の5町村」は，「他の4町村」の誤記であり，葛尾村，川内村，楢葉町，広野町の4町村を指す。そして，このうち葛尾村と広野町は町のほぼ全域が，川内村は町のほぼ半分が屋内退避区域に指定されている。したがって，他の市町村の人数と比較して，これらの町村の在住者が0～90程度とは到底思われぬ。要するに，被告国は，屋内退避に関する事前の準備が全くなかったため，3月15日に屋内退避指示を発出してから20日間経過した時点でも，葛尾村，川内村，楢葉町，広野町の4町村の在住者数を把握できなかつたものと認められる。在住者数を把握できなければ，支援のしようがない。

また，上記報告書（丙A97）には，物資の調達等の支援に関し，ガソリンの供給，コンビニエンスストアの営業再開，食料品等の調達について触れているが（丙A97/6～7頁），ガソリンは原発周辺地域の住民向けの数字であつて屋内退避区域に限定したものではなく，コンビニエンスストアは民間の問題であり，食料品等の調達も福島県全体に対する数字であつて屋内退避区域に限定したものではない。そもそも，屋内退避の場合，退避者の手元に物資を届けるまでの支援が難しいと思われるところ，上記



報告書（丙A97）では、その点についてどのような支援がなされたか分からない。

被告国は、支援が実施された内容を抽象的に列挙して十分な支援が行われたかのような主張をするが、実際には全く至らないものであったことは明らかである。

(4) (4)について

否認する。

#### 第4 第3（10頁～14頁）について

1 1項について

認める。

2 2項について

(1) (1)について

ア アについて

認める。

イ イについて

i 第1段落について

個別具体的な主張の要否については別途検討するが、区域内避難者に避難を指示する際、適切な情報提供がなかったため、貴重品等を携帯しなかった避難者が多数おり、預金の引き出しにさえ不便を来たし、また、多数の避難者が自宅に残してきた貴重品について窃盗被害に遭ったことは公知の事実である。

ii 第2段落について

否認する。

被告国は、上記原災法及び災害対策基本法が情報の具体的な内容を規定していないこと、及び、避難期間について正確な情報を提供することは困難であることを理由に、情報提供義務はない旨主張する。

しかし、事故の内容によって提供すべき情報は千差万別であり、法の各規定に情報の具体的な内容まで記載がないのは当然であって、法令に情報の具体的な特定がないことは義務を免れる理由とはならない。被告国は、「原子力災害から国民の生命、身体、財産を保護する」という法の目的（原災法1条）を達するのに必要な情報の収集、提供をする義務を負っているものと解される。

また、避難期間の予測は確かに困難かもしれないが、少なくとも避難が長期になる可能性がありうることは説明すべきであった。そもそも、被告国は、「予測が難しい」等の情報は一切流しておらず、逆に、「念のための指示である。」「万全を期すためである。」「具体的に危険が生じるというものではない。」などとして、直ぐに戻れるような印象を与える情報を提供したのであり、実際、多くの住民に誤解を与える結果が生じている。これは、積極的に誤った情報伝達をしたものに他ならず、明らかに情報提供義務違反である。

なお、平成23年8月5日に策定された中間指針（乙C1-1）は、帰宅費用（避難等対象区域内の住居に最終的に戻るために負担した交通費等）を賠償項目に掲げ（15頁）、また、精神的損害について第3期（第2期終了後、実際に帰宅が可能になるなどの終期までの間）について言及している（22頁）。これらの記載は、避難者に対し、被告国が実は避難の終期についてある程度の見通しを得ているのではないかとの期待を抱かせるもので、一種の誤った情報提供であった。

### iii 第3段落について

争う。

#### (2) (2)について

ア アについて

認める。

イ イについて

i 第1段落について

被告国から汚染状況に関する信用できる情報が得られずに精神的苦痛を被ったことに関しては、原告らの陳述書（甲E号証）の中で言及しているところもあるが、更に主張が必要かについては別途検討する。

ii 第2段落について

原告らの主張部分は認め、その余は否認する。

被告国は、「住宅密集地については500m四方毎に汚染状況を調査し、その結果を公表する義務を負うとする規定は存在しない」旨主張するが、これは余りに形式的な議論である。

被告国は、「原子力災害から国民の生命、身体、財産を保護する」（原災法1条）という法の目的を達するのに必要な情報の収集、提供義務を負っているのであり、この法の趣旨に即した情報の提供義務を負っていたことは明らかである。そして、この法の趣旨に鑑みると、「放射線量の測定」（原災法26条1項2号）は、汚染状況の正確な把握が可能な内容、程度でなければならないし、自己の生活環境が安全か否かを住民が判断できる程度のものでなければならないというべきである。放射性物質による汚染は、地形や気象条件など複雑なファクターにより大きく左右されるのであるから、原告らが主張するように、500m四方毎程度の汚染状況の調査は必要不可欠である。

iii 第3段落について

低線量被ばくのリスク管理に関するワーキンググループ報告書（乙B1）の記載は認め、その余は否認する。

これが公表されたのは平成23年12月22日であるが、この日は、本件原発事故から9か月以上経過している上に、同月16日に野田佳彦総理大臣（当時）が本件原発事故の収束を宣言した6日後である。本件原発事故から9か月以上も経過し、かつ、首相が収束宣言までした後の情報提供では、避難者の不安を解消する的確な情報提供であったとは到底言えない。

- (3) (3)について  
争う。

第5 第4（14頁～末尾）について

- 1 1項について  
認める。

2 2項について

- (1) (1)について

政府事故調査中間報告書（甲A2の1）にその旨記載されているという趣旨で認める。

- (2) (2)について

政府事故調査中間報告書（甲A2の1）にその旨記載されているという趣旨で認める。

- (3) (3)について  
認める。

- (4) (4)について

概ね認める。ただし、区域の見直しが行われた自治体から南相馬市が漏れている。

3 3項について

原告らの中には、計画的避難区域に居住していた者はおらず、また、特定避難勧奨地点に居住していた者は1名いるが（原告番号73番）、平成23年3月20日には避難していたので、計画的避難区域等の指定が遅れたことが慰謝料の増額事由として斟酌されるべき原告はいないので、主張を撤回する。

以上